

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照条文
目次

○ 大麻草の栽培の規制に関する法律第十三条第四項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令（令和六年政令第二百八十二号）（第一条関係）	1
○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（第二条関係）	2
○ 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（抄）（第三条関係）	3
○ 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）（第四条関係）	4
○ 独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）（抄）（第五条関係）	5

○ 大麻草の栽培の規制に関する法律第十三条第四項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令（令和六年政令第二百八十二号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>大麻草の栽培の規制に関する法律施行令</p> <p>（含有量の基準）</p> <p>第一条 大麻草の栽培の規制に関する法律（以下「法」という。）第十二条の三第一項の政令で定める基準は、大麻草の乾燥重量に占める当該大麻草に含まれている麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第四十二号に掲げる物の重量の割合が、〇・三パーセントであることとする。</p> <p>（手数料）</p> <p>第二条 法第十三条第四項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 第二種大麻草採取栽培者の免許を申請する者 十八万六百元</p> <p>二 第二種大麻草採取栽培者の免許証の再交付を申請する者 一万二千三百円</p> <p>三・四 （略）</p>	<p>大麻草の栽培の規制に関する法律第十三条第四項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令</p> <p>（新設）</p> <p>大麻草の栽培の規制に関する法律第十三条第四項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>一 大麻草研究栽培者の免許を申請する者 一万二千九百円</p> <p>二 大麻草研究栽培者の免許証の再交付を申請する者 五百円</p>

○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>第二十五条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十一条の二第二項から第四項まで</p> <p>三 六十一（略）</p> <p>2・3（略）</p>
<p>現 行</p>	<p>第二十五条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 削除</p> <p>三 六十一（略）</p> <p>2・3（略）</p>

○ 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用） 第四十条（略）</p> <p>一 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十一条の二第二項</p> <p>二 二十六（略）</p> <p>2 5（略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第四十条 次に掲げる法令の規定については、地方独立行政法人（第十号に掲げる規定にあっては法第二十一条第六号に掲げる業務（博物館又は美術館に係るものに限る。）及びこれに附帯する業務を行うときに限り、第二十号及び第二十六号に掲げる規定にあっては公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあっては当該都道府県と、その他のものにおいて市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 削除</p> <p>二 二十六（略）</p> <p>2 5（略）</p>

○ 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>（他の法令の準用） 第十六条（略）</p> <p>一 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十一条の二第二項から第四項まで 二 四十三（略）</p> <p>2（略）</p>
<p>現 行</p>	<p>（他の法令の準用） 第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 削除</p> <p>二 四十三（略）</p> <p>2（略）</p>

○ 独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>（他の法令の準用） 第十八条（略）</p> <p>一 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十一条の二第二項から第四項まで</p> <p>二 削除</p> <p>三 三十一（略）</p> <p>2（略）</p>
<p>現 行</p>	<p>（他の法令の準用） 第十八条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 及び二 削除</p> <p>三 三十一（略）</p> <p>2（略）</p>